

社会福祉法人智泉会 評議員・理事等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人智泉会定款第5条に規定する評議員並びに定款第16条に規定する役員（理事・監事）、社会福祉法人智泉会定款第6条により選任された評議員選任・解任委員会委員及び社会福祉法人智泉会苦情処理要綱第6条により選任された第三者委員会委員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 評議員会又は役員会、評議員選任・解任委員会、苦情処理委員会に出席した委員に対し、報酬として1回につき6,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は、法人と雇用関係にある者を除き、評議員会並びに役員会、評議員選任・解任委員会及び苦情処理委員会に出席した場合に、その都度支給するものとする。

(その他)

第4条 この規程を改正、改廃するときは、評議員会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。